

**第16節 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況**

事業実施区域及びその周辺には、文化財保護条例等に基づく文化財等が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式、嵩上式及び地下式）の存在）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境（天然記念物・埋蔵文化財）の状況への影響が考えられることから、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の調査、予測及び評価を行いました。

**16.1. 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置及び道路（地表式、嵩上式及び地下式）の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況****(1) 調査****1) 調査の手法****① 調査した情報****(a) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況**

主要な地域の歴史的文化的環境（天然記念物・埋蔵文化財）の状況を調査しました。

**② 調査の手法**

地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料の収集により、主要な地域の歴史的文化的環境の状況を把握しました。既存資料を表 11-16-1 に示します。また、既存資料調査を補完する必要がある場合には、現地調査を行いました。現地調査は、現地踏査による目視で把握しました。

**表 11-16-1 既存資料一覧**

資料名	発行年 (閲覧年月)	発行者等
郷土の文化財資料 豊橋市の文化財	(令和 6 年 6 月時点)	豊橋市美術博物館
マップあいち 愛知県文化財マップ (埋蔵文化財・記念物)	(令和 7 年 6 月時点)	愛知県統合型地理情報システム 愛知県
ちずみる豊橋	(令和 7 年 6 月時点)	愛知県豊橋市

### ③ 調査地域

調査地域は、対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域としました。

なお、方法書における事業実施区域に、植物の天然記念物が含まれていたことから、植物に影響を及ぼす範囲の目安が 100m であることを踏まえ、事業実施区域及びその端部から 100m 程度の範囲を目安としました。この範囲は、位置を定めて指定された天然記念物を全て回避しています。

### ④ 調査地点

調査地点は、調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点としました。

調査地点を表 11-16-2(1)～(3)及び図 11-16-1 (1)～(2)に示します。

なお、お薬つきイチョウ、高師小僧は、事業実施区域から十分に離れていますが、方法書における事業実施区域に含まれていたことを踏まえ、調査対象としました。

表 11-16-2(1) 調査地点（天然記念物）

No.	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	天然記念物	県	お薬つきイチョウ	豊橋市船渡町字城戸中20	昭和 30 年 7 月 1 日
2			高師小僧	豊橋市西幸町字浜池 330 西幸町字浜池 331-1	昭和 32 年 10 月 4 日 (平成 12 年 11 月 21 日追加)

表 11-16-2(2) 調査地点（埋蔵文化財包蔵地）

No.	県	市町	名称	種別	所在地
1	愛知県	豊橋市	新堂ノ前遺跡	古墳	雲谷町字新ドウノマエ、八尻
2			西荒神 7 号墳	古墳	雲谷町上ノ山
3			西荒神 5 号墳	古墳	雲谷町上ノ山
4			西荒神 6 号墳	古墳	雲谷町上ノ山
5			西荒神 4 号墳	古墳	雲谷町上ノ山
6			上ノ山 1 号墳	古墳	雲谷町上ノ山
7			北裏古墳	古墳	二川町北裏
8			千間山古墳	古墳	大岩町字北山、二川町字北裏、大脇
9			松明峠古墳	古墳	大岩町字北山
10			三ッ池 2 号窯	窯業遺跡	大岩町字北山
11			三ッ池 1 号窯	窯業遺跡	大岩町北山
12			東山 1 号墳	古墳	大岩町字北山
13			火打坂 2 号墳	古墳	大岩町字火打坂
14			火打坂 A 古窯	窯業遺跡	大岩町火打坂
15			火打坂 3 号墳	古墳	大岩町字火打坂
16			火打坂 9 号墳	古墳	大岩町字火打坂

表 11-16-2(3) 調査地点（埋蔵文化財包蔵地）

No.	県	市町	名称	種別	所在地
17	愛知県	豊橋市	火打坂 10 号墳	古墳	大岩町火打坂
18			火打坂 B 古窯	窯業遺跡	大岩町火打坂
19			火打坂 17 号墳	古墳	大岩町字火打坂
20			火打坂 20 号墳	古墳	大岩町字火打坂
21			火打坂 13 号墳	古墳	大岩町字火打坂
22			火打坂 19 号墳	古墳	大岩町字火打坂
23			火打坂 18 号墳	古墳	大岩町字火打坂
24			火打坂 15 号墳	古墳	大岩町字火打坂
25			火打坂 11 号墳	古墳	大岩町字火打坂
26			火打坂 16 号墳	古墳	大岩町字火打坂
27			火打坂 14 号墳	古墳	大岩町字火打坂
28			火打坂 21 号墳	古墳	大岩町字火打坂
29			火打坂 12 号墳	古墳	大岩町字火打坂
30			火打坂 22 号墳	古墳	大岩町字火打坂
31			天王古窯	窯業遺跡	藤並町字天王
32			天王池古窯	窯業遺跡	藤並町藤並
33			摩耶 A 古窯	窯業遺跡	藤並町西側
34			摩耶 B 古窯	窯業遺跡	藤並町相生
35			古並古窯	窯業遺跡	西幸町古並
36			百々池 A 古窯	窯業遺跡	浜道町百々池
37			窪田遺跡	遺物散布地	浜道町字窪田、沢東、百々池、車
38			天伯古窯	窯業遺跡	高田町字斧取
39			芝切遺跡	遺物散布地	浜道町新百々池、沢東、八坂
40			八坂遺跡	遺物散布地	浜道町字八坂
41			浜道遺跡	遺物散布地	浜道町字桜、浜道、船原
42			桜遺跡	遺物散布地	高師本郷町北浦、竹ノ内、宮前、太
43			中島(上方)遺跡	遺物散布地	高師本郷町太田、宮前
44			宮前遺跡	遺物散布地	高師本郷町字宮前
45			高芦神社南遺跡	遺物散布地	西高師町字津森、高師本郷町字本郷
46			津森遺跡	遺物散布地	西高師町津森、船渡、大坪
47			高師神社南遺跡	遺物散布地	西高師町字緑
48			池堀田遺跡	遺物散布地	植田町字八尻、池堀田、森下、西ノ
49			車神社貝塚	貝塚	植田町新津田
50			車神社古墳	古墳	植田町字八尻
51			本沢遺跡	遺物散布地	船渡町字本沢、植田町字境松、東畑
52			西山田古窯	窯業遺跡	大崎町西山田
53			皆住遺跡	遺物散布地	船渡町北尾山
54			皆住古窯	窯業遺跡	船渡町北尾山
55			洗橋遺跡	遺物散布地	大崎町字洗橋
56			谷洞遺跡	遺物散布地	大崎町字谷洞
57			南辻火当遺跡	遺物散布地	大崎町字南辻火当
58			岩山古墳	古墳	大崎町字開円寺
59			波入江城址	城館跡	老津町波入江
60			笠松遺跡	遺物散布地	大崎町字笠松
61			波入江遺跡	集落跡／ 遺物散布地	老津町波入江、西中尾





⑤ 調査期間等

既存資料調査及び現地調査の調査期間等は、必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間としました。調査時期を表 11-16-3 に示します。

表 11-16-3 調査時期

項目	調査時期
現地踏査	令和3年11月18日(木)、19日(金)

2) 調査の結果

(a) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況

主要な地域の歴史的文化的環境の状況の調査結果を表 11-16-4 (1)～(4)に示します。

表 11-16-4 (1) 主要な文化財(天然記念物)の調査結果

名称	お葉つきイチョウ	所在地	豊橋市船渡町字城戸中20
指定区分	天然記念物	指定年月日	昭和30年7月1日
特性・周辺状況	県指定天然記念物であるお葉つきイチョウは、龍源院までの道沿いにあり、近づいて確認できる状況であったため、イチョウの状況を踏査により確認しました。		
位置	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> : 都市計画対象道路事業実施区域</li> <li> : 県境</li> <li> : 市町村界</li> <li> : お葉つきイチョウ</li> </ul> <p>0 1km</p>		
写真	 <p>お葉つきイチョウの確認状況</p>	 <p>お葉つきイチョウの説明看板</p>	

表 11-16-4 (2) 主要な文化財(天然記念物)の調査結果

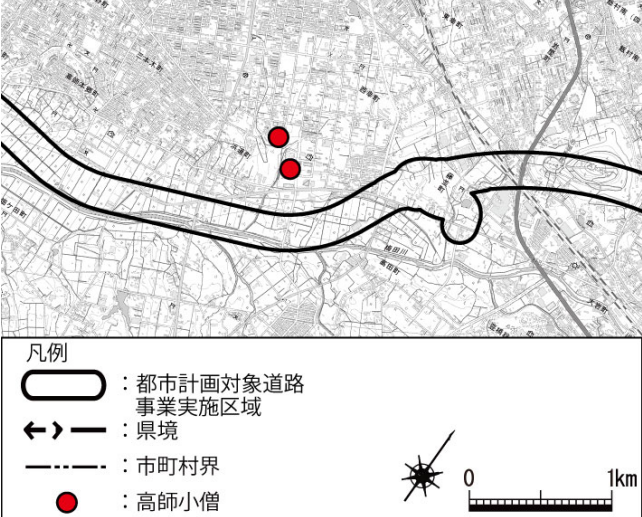

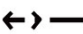
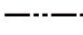

名称	高師小僧	所在地	豊橋市西幸町字浜池 330 西幸町字浜池 331-1
指定区分	天然記念物	指定年月日	昭和 32 年 10 月 4 日 (平成 12 年 11 月 21 日追加)
特性・周辺状況	県指定天然記念物である高師小僧は、この地域に特徴的な形状の土塊であり、浜池公園、高師台中学校の 2 箇所が愛知県天然記念物指定地とされています。その標本は、浜池公園、高師台地区市民館、豊橋市の地下資源館、自然史博物館(豊橋総合動植物公園内)で展示物を見学可能な状態でした。このうち、愛知県天然記念物指定地(浜池公園)及び高師台地区市民館で展示物の確認を行いました。		
位置	 <p>凡例   : 都市計画対象道路                  事業実施区域   : 県境   : 市町村界   : 高師小僧</p>		
写真	 <p>愛知県天然記念物「高師小僧」指定地である浜池公園の標本</p>	 <p>「高師小僧」と呼ばれる土塊の状況</p>	

表 11-16-4 (3) 主要な文化財（埋蔵文化財包蔵地）の調査結果

No.	名称	事業実施区域との位置関係等
1	新堂ノ前遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
2	西荒神7号墳	滅失しています。
3	西荒神5号墳	滅失しています。
4	西荒神6号墳	滅失しています。
5	西荒神4号墳	滅失しています。
6	上ノ山1号墳	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
7	北裏古墳	滅失しています。
8	千間山古墳	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
9	松明峠古墳	滅失しています。
10	三ツ池2号窯	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
11	三ツ池1号窯	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
12	東山1号墳	滅失しています。
13	火打坂2号墳	滅失しています。
14	火打坂A古窯	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
15	火打坂3号墳	滅失しています。
16	火打坂9号墳	滅失しています。
17	火打坂10号墳	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
18	火打坂B古窯	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
19	火打坂17号墳	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
20	火打坂20号墳	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
21	火打坂13号墳	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
22	火打坂19号墳	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
23	火打坂18号墳	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
24	火打坂15号墳	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
25	火打坂11号墳	滅失しています。
26	火打坂16号墳	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
27	火打坂14号墳	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
28	火打坂21号墳	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
29	火打坂12号墳	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
30	火打坂22号墳	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
31	天王古窯	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
32	天王池古窯	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
33	摩耶A古窯	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
34	摩耶B古窯	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
35	古並古窯	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
36	百々池A古窯	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
37	窪田遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
38	天伯古窯	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。

表 11-16-4 (4) 主要な文化財（埋蔵文化財包蔵地）の調査結果

No.	名称	事業実施区域との位置関係等
39	芝切遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
40	八坂遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
41	浜道遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
42	桜遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
43	中島(上方)遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
44	宮前遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
45	高芦神社南遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
46	津森遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
47	高師神社南遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
48	池堀田遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
49	車神社貝塚	滅失しています。
50	車神社古墳	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
51	本沢遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
52	西山田古窯	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
53	皆住遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
54	皆住古窯	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
55	洗橋遺跡	分布範囲の全域が事業実施区域に含まれます。
56	谷洞遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
57	南辻火当遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。
58	岩山古墳	滅失しています。
59	波入江城址	滅失しています。
60	笠松遺跡	分布範囲は、事業実施区域に含まれません。
61	波入江遺跡	分布範囲の一部が事業実施区域に含まれます。

## (2) 予測

### 1) 予測の手法

#### ① 予測手法

工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事中道路等の設置）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の予測は、地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握することにより行いました。なお、改変区域における工事施工ヤード及び工事中道路は、設置に伴い掘削や地表部の改変を行う場合、文化財保護法の規定に基づき適切な措置を講じることを前提として予測としました。

また、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式、嵩上式及び地下式）の存在）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の予測は、日照障害、地下水の変化、排気ガスによる植物の天然記念物への影響について、その影響の程度を科学的知見や類似事例を参考に予測しました。

#### ② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域としました。予測地点を図 11-16-2 に示します。

なお、お葉つきイチョウ、高師小僧は、事業実施区域から十分に離れていますが、方法書における事業実施区域に含まれていたことを踏まえ、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事中道路等の設置）に係る予測対象としました。

また、お葉つきイチョウは、方法書において、道路の存在に係る日照障害、地下水の変化、排気ガスによる植物の天然記念物への影響の可能性を想定していたことを踏まえ、道路の存在に係る予測対象としました。高師小僧は、道路の存在に係る主な要因による影響が想定されないため、予測対象としていません。

#### ③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施時期及び対象道路の完成時としました。

## 2) 予測の結果

### ① 天然記念物

工事の実施及び道路の存在に係る天然記念物の予測結果を表 11-16-5 に示します。

表 11-16-5 天然記念物の予測結果

No.	名称	予測結果	
		工事の実施	道路の存在
1	お葉つきイチョウ	お葉つきイチョウは事業実施区域外に存在するため、直接改変は生じません。 また、工事により改変される既存道路に対しては近傍に付け替え道路を整備するため、お葉つきイチョウへ至る経路への障害は生じません。 このため、工事の実施によるお葉つきイチョウへの影響はないと予測されます。	対象道路はお葉つきイチョウから約 700m 以上離れた場所を通過します。十分な離隔距離が確保されていることから、日照障害や地下水の変化、自動車の走行による排気ガス等の環境条件の変化はなく、道路の存在によるお葉つきイチョウへの影響はないと予測されます。
2	高師小僧	高師小僧は事業実施区域外に存在するため、直接改変は生じません。 また、工事により改変される既存道路に対しては近傍に付け替え道路を整備するため、高師小僧へ至る経路への障害は生じません。 このため、工事の実施による高師小僧への影響はないと予測されます。	—



図11-16-2 地域の歴史的文化的環境の状況の予測地点位置図

## ② 埋蔵文化財包蔵地

工事の実施に係る埋蔵文化財包蔵地の予測結果を表 11-16-6(1)～(5)に示します。

表 11-16-6 (1) 埋蔵文化財包蔵地の予測結果

No.	名称	予測結果
1	新堂ノ前遺跡	新堂ノ前遺跡の一部は事業実施区域内に存在し、対象道路は埋蔵文化財包蔵地の一部を盛土構造で通過しますが、掘削や地表部の改変を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき適切な措置を講じることから、影響は極めて小さいと予測されます。
2	西荒神7号墳	西荒神7号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
3	西荒神5号墳	西荒神5号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
4	西荒神6号墳	西荒神6号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
5	西荒神4号墳	西荒神4号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
6	上ノ山1号墳	上ノ山1号墳は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
7	北裏古墳	北裏古墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
8	千間山古墳	千間山古墳の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
9	松明峠古墳	松明峠古墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
10	三ッ池2号窯	三ッ池2号窯の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
11	三ッ池1号窯	三ッ池1号窯は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
12	東山1号墳	東山1号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
13	火打坂2号墳	火打坂2号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
14	火打坂A古窯	火打坂A古窯は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
15	火打坂3号墳	火打坂3号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
16	火打坂9号墳	火打坂9号墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
17	火打坂10号墳	火打坂10号墳は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
18	火打坂B古窯	火打坂B古窯は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
19	火打坂17号墳	火打坂17号墳の一部は実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。

表 11-16-6 (2) 埋蔵文化財包蔵地の予測結果

No.	名称	予測結果
20	火打坂 20 号墳	火打坂 20 号墳は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
21	火打坂 13 号墳	火打坂 13 号墳は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
22	火打坂 19 号墳	火打坂 19 号墳は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
23	火打坂 18 号墳	火打坂 18 号墳は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
24	火打坂 15 号墳	火打坂 15 号墳の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
25	火打坂 11 号墳	火打坂 11 号墳は滅失しているため、影響はないと予測されま す。
26	火打坂 16 号墳	火打坂 16 号墳は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
27	火打坂 14 号墳	火打坂 14 号墳の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
28	火打坂 21 号墳	火打坂 21 号墳は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
29	火打坂 12 号墳	火打坂 12 号墳は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
30	火打坂 22 号墳	火打坂 22 号墳は事業実施区域内に存在し、対象道路は埋蔵文化財包蔵地をトンネル構造で通過しますが、掘削や地表部の改変を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき適切な措置を講じることから、影響は極めて小さいと予測されます。

表 11-16-6 (3) 埋蔵文化財包蔵地の予測結果

No.	名称	予測結果
31	天王古窯	天王古窯の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
32	天王池古窯	天王池古窯の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
33	摩耶 A 古窯	摩耶 A 古窯は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
34	摩耶 B 古窯	摩耶 B 古窯は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
35	古並古窯	古並古窯は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
36	百々池 A 古窯	百々池 A 古窯は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
37	窪田遺跡	窪田遺跡の一部は事業実施区域内に存在し、対象道路は埋蔵文化財包蔵地の一部を橋梁構造で通過します。 埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、文化財保護法の規定に基づき対処することとしていますが、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い、直接改変による影響が生じる可能性があります。
38	天伯古窯	天伯古窯は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
39	芝切遺跡	芝切遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
40	八坂遺跡	八坂遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。

表 11-16-6 (4) 埋蔵文化財包蔵地の予測結果

No.	名称	予測結果
41	浜道遺跡	浜道遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
42	桜遺跡	桜遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
43	中島(上方)遺跡	中島(上方)遺跡の一部は事業実施区域内に存在し、対象道路は埋蔵文化財包蔵地の一部を橋梁構造で通過します。埋蔵文化財包蔵地にて工事を実施する際には、事前に関係機関と協議の上、文化財保護法の規定に基づき対処することとしていますが、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い、直接改変による影響が生じる可能性があります。
44	宮前遺跡	宮前遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
45	高芦神社南遺跡	高芦神社南遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
46	津森遺跡	津森遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
47	高師神社南遺跡	高師神社南遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
48	池堀田遺跡	池堀田遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
49	車神社貝塚	車神社貝塚は滅失しているため、影響はないと予測されます。
50	車神社古墳	車神社古墳は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。

表 11-16-6 (5) 埋蔵文化財包蔵地の予測結果

No.	名称	予測結果
51	本沢遺跡	本沢遺跡の一部は事業実施区域内に存在し、対象道路は埋蔵文化財包蔵地の一部を盛土構造で通過しますが、掘削や地表部の改変を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき適切な措置を講じることから、影響は極めて小さいと予測されます。
52	西山田古窯	西山田古窯は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
53	皆住遺跡	皆住遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
54	皆住古窯	皆住古窯は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
55	洗橋遺跡	洗橋遺跡は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
56	谷洞遺跡	谷洞遺跡の一部は事業実施区域内に存在し、対象道路は埋蔵文化財包蔵地の一部を盛土構造で通過しますが、掘削や地表部の改変を行う場合には、文化財保護法の規定に基づき適切な措置を講じることから、影響は極めて小さいと予測されます。
57	南辻火当遺跡	南辻火当遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
58	岩山古墳	岩山古墳は滅失しているため、影響はないと予測されます。
59	波入江城址	波入江城址は滅失しているため、影響はないと予測されます。
60	笠松遺跡	笠松遺跡は事業実施区域外に存在し、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。
61	波入江遺跡	波入江遺跡の一部は事業実施区域内に存在しますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しないため、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴って埋蔵文化財包蔵地が改変されることはないため、影響はないと予測されます。

**(3) 環境保全措置の検討****1) 環境保全措置の検討の状況**

予測の結果、窪田遺跡及び中島（上方）遺跡の2件の埋蔵文化財包蔵地について、工事の実施による影響が生じる可能性が考えられることから、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表11-16-7に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。検討の結果、「文化財保護法に基づく適切な措置」を採用します。

**表 11-16-7 環境保全措置の検討**

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
文化財保護法に基づく適切な措置	適	事業実施段階において、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議・連携するとともに、埋蔵文化財の所在の有無照会の結果によっては試掘調査を実施し、発掘調査等の適切な措置を講じることで影響を回避または低減できることから保全措置として採用します。

**2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置検討結果の検証**

環境保全措置の実施主体は事業者です。

環境保全措置としては、「文化財保護法に基づく適切な措置」を実施します。

環境保全措置の実施内容等の検討結果を表11-16-8に示します。

環境保全措置の検討にあたっては、実行可能な措置を講じるものとしており、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減されるものと考えます。

**表 11-16-8 環境保全措置の検討結果**

実施内容	種類	文化財保護法に基づく適切な措置
	位置	窪田遺跡、中島（上方）遺跡
環境保全措置の効果		事業実施段階において、「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議・連携するとともに、埋蔵文化財の所在の有無照会の結果によっては、試掘調査を行うとともに、発掘調査等の適切な措置を講じることで、影響を回避または低減できます。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

#### (4) 評価

##### 1) 評価の手法

###### ① 回避又は低減に係る評価

工事の実施及び道路の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

##### 2) 評価の結果

###### ① 回避又は低減に係る評価

予測の結果、天然記念物のお葉つきイチョウ、高師小僧は、工事施工ヤード及び工事中用道路等から離れていることから、環境影響を受けないと予測されます。また、対象道路は植物の天然記念物から十分な離隔距離が確保されていることから、道路の存在による環境影響を受けないと予測されます。

埋蔵文化財包蔵地のうち、上ノ山 1 号墳及び笠松遺跡等 15 件は、事業実施区域に含まれないことから、工事の実施による環境影響はないと予測されます。

また、車神社古墳及び谷洞遺跡等 30 件は、一部または全域が事業実施区域内に含まれますが、対象道路は埋蔵文化財包蔵地を通過しない、または、道路構造から埋蔵文化財包蔵地が掘削されることや地表部の改変が想定されることはないため、工事の実施による環境影響はない、または極めて小さいと予測されます。

対象道路がその一部を通過する窪田遺跡及び中島（上方）遺跡の 2 件については、環境保全措置として、「文化財保護法に基づく適切な措置」を実施します。

なお、工事施工ヤード及び工事中用道路の設置に伴い掘削や地表部の改変を行う場合など、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）の規定に基づき適切な措置を講じます。

これらのことから、工事の実施及び道路の存在に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。